第二十四条第一項第一号	各施設	製品（限定一般医療機器に係る製品を除く。以下この条から第三十六条の二までにおいて同じ。）	第二十七条第二項第五号	基準を定めるとともに、当該基準に従って供給者を評価し、及び選定しなければならない。ただし、限定第三種医療機器製造販売業者にあっては、購買物品等がその後の製品実現に係る工程又は最終製品（中間製品以外の製品をいう。）に及ぼす影響を考慮して、当該購買物品等の供給者の評価に係る基準を定めるとともに、当該基準に従って当該供給者を評価すれば足りるものとする
（略）	（略）	（略）	（略）	（削る）
第二十五条第一項	（略）	（略）	（略）	（削る）
第二十八条第二項第五号	製造所	（略）	（略）	基準を定めなければならない
第三十七条第二項				
（削る）				
第三十七条第三項				
再評価（限定一般医療機器に係る製品の購買物品等の供給者にあっては、再評価）				
第三十七条第六項				
記録を含むこととし、限定第三種医療機器製造販売業者にあっては、第二項の評価及び第三項の再評価の結果に係る記録に限る				記録を含む

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第二十五条第一項	製品（限定一般医療機器に係る製品を除く。以下この条から第三十六条までにおいて同じ。）	（略）	（略）	（略）
第二十八条第二項第三号	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）				
第三十七条第三項				
選定しなければならない。ただし、限定一般医療機器に係る製品の購買物品の供給者については、当該供給者を評価すれば足りるものとする				
第三十七条第四項				
再評価（限定一般医療機器に係る製品の購買物品の供給者にあっては、評価及び再評価）				
（新設）				